

別記「評価表」

	評価項目	評価事項	配点	ウェイト	審査方法	業務名	評価点	項目評価点
1	業務従事者の確保及び定着	・本業務仕様書に示す業務従事者の確保及び定着策を実現するための方策は効果的か。 ・業務従事者が定着するための取組及びその実績（福利厚生や労働時間、採用者数及び離職者数のデータ等）により、適切な業務の履行が期待できる体制となっているか。 ・業務従事者の定着促進に向けた取組実績として、賃金改善、福利厚生その他の処遇改善の取組及び正社員登用、昇給制度、資格取得支援その他のキャリア形成に関する取組等の方策は効果的か。	20点	4	5：非常に優れている 4：優れている 3：標準である 2：やや劣っている 1：劣っている 0：記述がない（評価できない）			
2	業務従事者の配置実績及び予定	・令和8年10月1日時点において雇用している有資格業務従事者（放課後児童支援員）の人数及び放課後児童支援員認定資格研修受講可能な業務従事者の人数（居住地が近隣市町村等、本業務に従事可能な業務従事者に限る。）は、適切な業務の履行が期待できる人数か。 ・本業務開始時の各履行場所における業務従事者の確保予定人数は、適切な業務の履行が可能な体制となっているか。 ・配慮を要する児童が安全に過ごすために必要な業務従事者の追加配置について、適切な業務の履行が期待できる体制となっているか。	15点	3				
3	業務従事者の人材育成	・本業務仕様書に示す研修及び新任職員や経験の浅い職員へのOJT等による人材育成計画は体系的かつ効果的か。 ・こどもの権利、人権尊重、多様性への配慮、障害等配慮を要する児童の特性及びいじめ・虐待防止に関する理解を深めるとともに、児童の権利保障に関する理解を促進するための研修・育成体制が構築されているか。 ・研修成果を確認し、研修効果を高める仕組みがあるか。	15点	3				
4	児童が過ごす環境の充実	・児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨を踏まえ、児童の最善の利益を確保するとともに、児童が意見を表明する機会（こども会議等）を活用して児童の意見を把握し、その意見を活動内容や運営に反映するための具体的な取組や考え方が示されているか。また、それらの取組が実効性のある内容となっているか。 ・図書、遊具、教材等の整備・更新や清潔で快適な環境づくりについて、児童の意見を反映しながら計画的かつ継続的に実施し、児童の満足度向上や健全育成につながる取組、改善サイクル等の考え方が具体的に示されており、実効性のあるものとなっているか。	10点	2				
5	児童及び保護者の対応	・児童それぞれの特性や発達段階に応じた育成支援を行うための育成支援計画等に基づき、適切な育成支援を実施できるか。また、配慮を要する児童に対して適切な支援を実施できるか。 ・児童及び保護者との信頼関係を構築するための方策は効果的か。 ・いじめ、体罰、虐待等の防止に係る対応方法及び体制は具体的かつ実効性があるか。 ・多様な背景や配慮を要する児童に対し、現場の業務従事者が主体的に対応するとともに、必要に応じてコーディネーター及び本部と連携しながら組織的に支援できる体制が構築されているか。 ・保護者からの要望、苦情その他の対応困難事案に対し、現場の業務従事者が主体的に対応するとともに、必要に応じてコーディネーター及び本部と連携しながら組織的に対応できる体制が構築されているか。また、再発防止の方策は具体的かつ効果的か。	10点	2				
6	応募する管理運営業務における特色ある取組	・年間を通じた事業計画は具体的で実現可能か。 ・児童の発達段階や興味・関心に応じたプログラムを計画的に実施する内容となっているか。 ・事業者が独自に提案するプログラム等は、具体的かつ本業務の目的達成及び児童の健全育成に有効か。なお、例えば次のような具体的な提案については評価の対象とする。 ①講師派遣による体験活動 ②地域人材・地域企業等の活用 ③学生ボランティアの活用 ④児童の意見表明を支援する取組 ⑤その他児童の健全育成に資する取組 ⑥入退室管理システム等のICTを活用した児童の安全確認及び保護者との情報共有に関する取組	10点	2		堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務 A		
7	本部による組織支援力の充実	・業務従事者の急な欠員が生じた場合の人員配置に係る対応方針は適切で実現可能か。 ・急な欠員が生じた場合でも、必要な知識を有する代替業務従事者を配置し、質の高い支援を維持することができる配置体制となっているか。 ・配慮を要する児童への追加配置に係る対応方針は適切で実現可能か。 ・適正な業務従事者配置を維持するため、本部が人員配置の管理、代替職員の確保及び配置支援を行う体制が構築されており、その内容は適切かつ実現可能か。 ・本業務の目的を達成するための事業者本部（業務責任者やコーディネーター等）の体制は十分か。 ・緊急事案等が発生した場合に、迅速に本部が主体となって状況把握、意思決定及び現場支援を行う体制が構築されているか。また、その体制は実効性があるか。 ・業務従事者が現場で抱える課題や困りごとを支える本部体制が充実しているか。 ・課題や事故、苦情等を分析し、再発防止及び業務改善につなげる仕組みがあるか。 ・個人情報保護及び本市へ提出する各種報告書等について、適正に管理するための仕組みや確認体制が構築されているか。	5点	1		堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（西区A）		
						堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（北区A）		
8	コーディネーターによる現場支援力の充実	(1) 専門性 ・配置予定のコーディネーターは、本業務の目的を達成するために必要な資質・能力を有しているか。 （資質能力：同種同類事業の業務において5年以上の実務経験を有する、放課後児童支援員、教員免許、保育士、社会福祉士等） (2) 現場支援 ・コーディネーターによる巡回、相談対応、助言等を通じて、業務従事者を継続的に支援する体制は具体的かつ実効性があるか。 ・業務従事者が現場で抱える課題や困りごとを継続的に把握し、解決につなげる仕組みがあるか。 ・対応困難事例が発生した場合の支援する仕組みがあるか。 (3) 運営管理 ・学校、本市担当者、本部との連絡調整、報告書等の管理及び緊急時等のコーディネーターの役割が具体的に示されているか。	5点	1				
9	児童の活動場所の安全対策	・複数の活動場所で安全に過ごすために、怪我や事故につながる可能性を想定するなど、十分に安全確認やシミュレーションを行っているか。 ・熱中症予防について、暑さ指数（WBGT）の確認方法、水分補給及び休憩ルール、活動中止基準並びに代替活動の実施方法が具体的に示されているか。 ・熱中症対策等により運動場が使えない場合も想定し、代替活動の計画が立てられているなど、安全対策が柔軟かつ具体的であるか。	5点	1				
10	履行実績	1. 令和6年4月1日以降において、地方公共団体から本業務と同種又は同類業務を受託したこと（指定管理者の指定を受けた実績や公設民営事業の運営実績を含む）があるか。 ※同種・同類業務：放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後子ども総合プラン事業とする。 ※契約締結日が令和6年4月1日より前であっても、履行期間に令和6年4月1日以降が含まれる実績でも可とする。	3点	1	受託したことが複数件ある：3点 受託したことが1件だけある：1点 受託したことがない：0点			
		2. 上記1で受託したことがある場合において、自己（受託者または指定管理者等）の責めに帰すべき事由により契約解除されたこと、契約金額を減額されたこと、損害賠償請求を受けたこと、または指定管理者の指定を取り消されたことがないか。 ※契約締結日が令和6年4月1日より前であっても、履行期間に令和6年4月1日以降が含まれる場合は、令和6年4月1日以降の履行実績を評価対象とする。	2点			いずれもない：2点 いずれかひとつでもある：マイナス1点		
得点						堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務 A		0点
						堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（西区A）		0点
						堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（北区A）		0点